令和4年度 第3回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和4年2月7日(火)午前10時~ 市川市役所 第2庁舎 4階大会議室

次 第

- 1 辞令交付
- 2 教育委員会挨拶
- 3 審議会会長挨拶
- 4 議題
 - (1) 令和5年度 新入学 児童の指定学校変更等の状況について (報告)
 - (2) 令和5年度 新入学 生徒の指定学校変更等の状況について (報告)
 - (3) 令和5年度 新入学 児童生徒の区域外就学について (報告)
 - (4) 大型マンション建設(京葉ガス市川工場跡地開発事業)に伴う 児童生徒数の増加と対応について
- 5 その他

令和5年度 新入学 小学校 指定学校変更 増減表 ※12月19日現在

学校名	希望数	他校へ	増減	学校名	希望数	他校へ	増減
市川小	2	1 8	-16	中国分小	1 0	4	+6
真間小	2 2	4	+18	曽谷小	6	1	+ 5
中山小	9	1 0	- 1	大町小	0	4	-4
八幡小	2 1	4	+17	北方小	4	3 2	-28
国分小	1	1 8	-17	新浜小	3	4	- 1
大柏小	1 0	9	1	百合台小	6	1 4	-12
宮田小	6	1 2	- 6	富美浜小	1 0	26	-16
冨貴島小	28	8	+20	柏井小	2	1 0	-8
若宮小	3	8	- 5	大洲小	1 6	7	+ 9
国府台小	4	7	- 3	幸小	8	26	-18
平田小	1 1	1 9	- 8	新井小	4	1	+3
鬼高小	6	3	+ 3	南新浜小	13	1 2	+1
菅野小	1 7	9	+8	大野小	1 7	2	+15
行徳小	1 1	2	+ 9	塩焼小	23	2 1	+2
信篤小	2 1	2	+ 1 9	稲越小	0	5	- 5
稲荷木小	1	2 6	-25	塩浜学園	1 2	1	+ 1 1
南行徳小	5	6	- 1	大和田小	2 5	2	+23
鶴指小	9	7	+2	福栄小	1 0	1 1	- 1
宮久保小	19	1 3	+6	妙典小	1 5	5	+10
二俣小	0	1 7	-17				

[※]**太字**は制限校(上限を超えた場合は抽選)、市川小・鬼高小・新浜小は兄弟姉妹在籍のみ申請可

※大和田小:抽選実施(抽選対象者25名 内16名承認) 私立:64名

令和5年度 新入学 中学校 指定学校変更 増減表 ※12月19日現在

学校名	希望数	他校へ	増減	学校名	希望数	他校へ	増減
第一中	2 6	5 0	-24	下貝塚中	2 3	6 7	-44
第二中	6 3	1 6	+47	高谷中	1	3 8	-37
第三中	6 1	2 3	+ 3 8	福栄中	4 1	2 5	+ 1 6
第四中	3 8	7	+ 3 1	東国分中	8	3 4	-26
第五中	5	2 4	-19	大洲中	1 4	2 5	-11
第六中	4 8	1 4	+ 3 4	塩浜学園	4 1	3 0	+11
第七中	2 3	6 8	-45	南行徳中	4 2	5 2	-10
第八中	2 7	1 6	+ 1 1	妙典中	6 0	3 2	+ 2 8

※太字は制限校(上限を超えた場合は抽選)

私立:26名

[※]大和田小は兄弟姉妹在籍、又は指定された学校より近い場合(学校と自宅との直線距離で比較)のみ申請可

令和5年度 新入学 小学校 指定学校変更の理由表 (市児童数3,801人)

‡	旨定学校変更許可基準(理由)	人 数 (人)	割 合 (%)
1	心身の障害・疾病	1	0.3%(市0.1%)
2	通学経路の問題	3 9	10%(市1%)
3	両親の就労等養育に欠ける	0	0
4	学区変更等による従前の学校	0	0
5	転居等による従前の学校	0	0
6	新築等による事前の転入	1 2	3.1%(市0.3%)
7	友人関係等の特別な理由	4 5	11.5%(市1.2%)
8	希望する学校が近い	1 0 8	27.7%(市2.8%)
9	兄弟姉妹一緒の学校	1 6 0	41.0%(市4.2%)
1 0	義務教育学校等希望	7	1.8%(市0.2%)
1 1	その他	1 8	4.6%(市0.5%)
	合 計	3 9 0	(市10.3%)

※12月19日受付締切後現在

令和5年度 新入学 中学校 指定学校変更の理由表 (市生徒数3,728人)

指定学	交変更許可基準 (理由)	人 数(人)	割 合 (%)
1 心	身の障害・疾病	0	0
2 通	学経路の問題	1 9	3.6%(市0.5%)
3 学[区変更等による従前の学校	0	0
4 転	居等による従前の学校	0	0
5 新領	築等による事前の転入	0	0
6 友	人関係等の特別な理由	166	31.9%(市4.5%)
7 希望	望する学校が近い	2 1 7	41.7%(市5.8%)
8 兄弟	弟姉妹一緒の学校	6 6	12.7%(市1.8%)
9 義和	務教育学校等希望	3 4	6.5%(市0.9%)
10 70	の他	1 9	3.6%(市0.5%)
	合 計	5 2 1	(市14.0%)

※12月19日受付締切後現在

指定学校変更許可基準(小学生用・令和5年度~令和7年度)

	事由	期間	添付書類等
ı	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで	医師の診断書
		*通常は1年	等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
	*隣接する通学区域または事務室窓口から直線で キロメ		
	ートル以内からの通学に限る (注)		
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため	3年以内	就労証明書
	(注)	ただし、協議のうえ再申	預かり書
		請も可	
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため		適宜
	①隣接する通学区域または事務室窓口から直線でIキロメ	①卒業まで	
	ートル以内からの通学 (注)		
	②上記①以外の場合	②学期末または年度末ま	
		で	
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、	I 年以内	建築確認書、
	または新築により事前に転入学を希望するため		売買契約書、
			仮住まいを証
			明するもの等
7	友人関係等の特別な理由によるため	卒業まで	適宜
	・人間関係に特別な配慮を要する場合等		
	(仲の良い友達と一緒に行きたいという理由は除く)		
	ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で		
	キロメートル以内からの通学に限る		
	*教育委員会にて協議を行う場合がある。 (注)		
8	希望する学校が指定された学校より近いため	卒業まで	適宜
	*希望校の教室数に余裕がある場合に限る		
9	兄弟姉妹一緒の学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
10	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
П	その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

- I. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- 2. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
- 3. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- 4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- 5. この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。
- *令和8年度より、「7.友人関係等の特別な理由によるため」は削除いたします。(小学生用)

指定学校変更許可基準(小学生用・令和8年度より)

	事由	期間	添付書類等
ı	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで	医師の診断書
		*通常は 年	等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
	*隣接する通学区域または事務室窓口から直線で キロメ		
	ートル以内からの通学に限る (注)		
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため	3年以内	就労証明書
	_(注)	ただし、協議のうえ再申	預かり書
		請も可	
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため		適宜
	①隣接する通学区域または事務室窓口から直線でIキロメ	①卒業まで	
	ートル以内からの通学 (注)		
	②上記①以外の場合	②学期末または年度末ま	
		で	
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、	I 年以内	建築確認書、
	または新築により事前に転入学を希望するため		売買契約書、
			仮住まいを証
			明するもの等
7	希望する学校が指定された学校より近いため	卒業まで	適宜
	*希望校の教室数に余裕がある場合に限る		
8	兄弟姉妹一緒の学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

- (注)大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。
- I. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- 2. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
- 3. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- 4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- 5. この基準は令和8年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

指定学校変更許可基準(中学生用・令和5年度より)

	事由	期間	添付書類等
ı	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで	医師の診断書等
		*通常は 年	
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
3	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
4	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、	I 年以内	建築確認書、
	または新築により事前に転入学を希望するため		売買契約書、
			仮住まいを証明
			するもの等
6	友人関係等の特別な理由によるため	卒業まで	適宜
	・人間関係に特別な配慮を要する場合等		
	(仲の良い友達と一緒に行きたいという理由は除く)		
	*教育委員会にて協議を行う場合がある		
7	希望する学校が指定された学校より近いため	卒業まで	適宜
	*希望校の教室数に余裕がある場合に限る		
8	兄弟姉妹一緒の学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

- I. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
- 2. 事由4、5を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
- 3. 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
- 4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
- 5. この基準は令和5年4月1日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

〇指定学校変更許可及び区域外就学許可件数

1 新入生 指定学校変更許可件数

R4・12・19現在

	28年度	29年度	30年度	3 1 年度	R 2年度	R3年度	R 4 年度	R 5 年度
小学校	4 3 0	4 1 8	3 9 4	420	447	4 7 8	4 5 4	390
中学校	5 1 1	5 3 2	5 2 2	5 3 7	5 1 2	480	5 4 3	5 2 1
合計	9 4 1	950	9 1 6	957	959	958	997	9 1 1

2 新入生 区域外就学許可件数

R4・12・19現在

	28年度	29年度	30年度	3 1 年度	R2年度	R3年度	R 4 年度	R 5 年度
小学校	2	0	0	0	0	0	0	0
中学校	0	1	1	0	0	0	0	0
合計	2	1	1	0	0	0	0	0

≪指定校変更≫

** **** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **																																								
指定校→	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 鬼 高	13 菅野小	14 行徳小	15 信篤小	16 稲荷木	17	18	19 宮久保	20二俣小	21 中国 分	22	23	24 北方小	25 新浜小	26 百合台	27	28 柏 井	29 大 洲	30 幸 小	31 新 井	32 南 新	33	34	35	36	37	38 福 栄	39	
	市	鳥	甲	八	国	大	图	富由	若宮	国府	平田	鬼	官	行	信	榴	甪	鶴指	名	<u></u>	甲	目	大	北	新	白	富	柏	大	辛	新	甪	大野	塩	梢	塩	大和	福	妙典	台
	Ш	真間小	中山小	幡	国分小	和	出	冨貴島	呂	/fl	出		野	偲	馬	何十	南行徳	指	人口	侯 J.	国	谷山	山 田]	力	[浜	台上	27 富美浜	开	州	小	开	新	野	塩焼小	稲越小	浜	和	采し	典	
<u>※</u> . 台上大	小	小	小	1/1/	小	小	小	局	小	台	小	小	小	小	1/1/		(小	徐	小	分	小	1/1/	小	1/1/	口口		小	小		小		小	小	1/1/	子	田	小	小	
→ 希望校	-	<u> </u>		<u> </u>	-	-	1	小		小					<u> </u>	小	小		小		小		<u> </u>		-	小	小		-			小		<u> </u>	—	園	小	 	<u> </u>	計
1 市川小	4				10		1						0								-								1											2
2 真間小	4				12			0	 				3								1			0					2											22
3 中山小 4 八幡小	1							2	5		1		<u> </u>											2		7											1			9
4 八幅小	1							$\frac{1}{1}$			4		3											1		1											1			21
5 国分小 6 大柏小																							1	1				F					1							10
7 党田小	1										0												4					5					1							10
7 宮田小 8 冨貴島小	4		C								2	1							C					1 /													1			6 28
8 富貴島小 9 若宮小			6									L							6					14											+		1			
10 国府台小			3		1																3																			3
10 国府 5 小	3			2	1		2											1			J								3						1	+				11
12 鬼高小	3						1 4	1							2	3		1											J											6
13 菅野小	5	1		9	3			<u> </u>			1				4	<u>၂</u>										2														17
14 行徳小	Э	4			<u> </u>						T																			2				1						11
15 信篤小																4				17														1 4					- O	21
16 稲荷木小																4		1		17																				<u>41</u>
17 南行徳小																		1 1							1		1													5
18 鶴指小											2					6									T		4		1											9
19 宮久保小											<u> </u>					U								14		1			L				1							19
20 二俣小																								14		4							1							0
21 中国分小					1					7			1																	1										10
22 曽谷小					1					1			1													1				1					5					6
23 大町小																										L									1 0					0
24 北方小			1																3																					
25 新浜小			L																J													3								3
26 百合台小					1								2						2			1										J								6
27 富美浜小					1												1					1										1				1		7		10
28 柏井小									2	1							1															Ŧ				1				2
29 大洲小	1						9				2							Δ																						16
30 幸小	1										٦							1														5		3						8
31 新井小																	2										2.					U			1	1				4
32 南新浜小																									3		6			1								3		13
33 大野小						9			1										2									5										U		17
34 塩焼小									1					1					۵									U		22										23
35 稲越小																																			1	1				0
36 塩浜学園																	1										9				1							1		12
37 大和田小								1			8	2				13	1	1								1					1				†	t		1		25
38 福栄小								1								10	2	1									5					3								10
39 妙典小														1																				14	.†	t				15
小計	18	1	10	4	18	9	12	8	8	7	19	3	9	2	2	26	6	7	13	17	4	1	4	32	4	14	26	10	7	26	1	12	9	21	_	1	2	11	5	
\1, b	10	4	10	4	10		12	1 0	1 0	1 1	13	J	lθ			<u> </u> 40	L	1	19	11	4	1	4	J JZ	4	14	70	10	(40	1	14		41	Lυ	1 1	厶	TT	IJ	09U

1

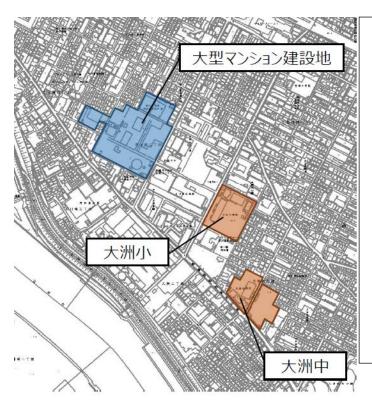
令和5年度 中学校 入学児童に係る指定学校変更件数 一覧表

(令和4年12月19日現在)

≪指定校変更≫

指定校→	1	2	3	4	5 —	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	_
	_		三	四	五.	六	七	八	下貝	高谷	福栄	東	大 洲	塩	南行	妙典	合
	中	中	中	中	中	中	中	中	塚	中	中	国分	中	浜学	1 づ 徳	艸 中	
↓ 希望校	1	1	'			'	1	'	中			中	'	園	中	'	計
1 一 中		1										11	14				26
2 二 中	40		5									13	5				63
3 三 中		6		2		1		1	41			10					61
4 四 中			10		3	2			23								38
5 五 中				2					3						M		5
6 六 中				2				8		38							48
7七 中											6					17	
8 八 中	2	6	3			10							6				27
9 下貝塚中			1	1	21												23
10 高 谷 中						1											1
11 福 栄 中							7							2	28	4	
12 東国分中	1	3	4														8
13 大 洲 中	7							7									14
14 塩 浜 学園							4				2				24	11	
15 南行徳中											14			28			42
16 妙典中						l l	57				3				1		60
小 計	50	16	23	7	24	14	68	16	67	38	25	34	25	30	52	32	521

大型マンション建設(京葉ガス市川工場跡地開発事業)に伴う児童生徒数の増加と施設の対応に ついて



【場所】市川南2丁目京葉ガス工場跡地 【大型マンション分譲住戸数】672戸 【施行引き渡し】令和8年9月末

【通学区域(学区)】

小学校・・大洲小学校

中学校・・大洲中学校

※当該区域の指定学校変更許可基準については 令和5年第1回通学区域審議会にて審議予定。

【教室不足解消に向けて】(教育施設課)

- ・大洲小学校は「新校舎建設」により対応する。
- ・大洲中学校は、既存校舎改修により対応する。

【大洲小学校】(現在の推計) ※最大保有教室数 19 教室

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
学級数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17	16



最大で4教室不足(令和12年度)

(大型マンション建設後の推計) ※児童数 200 名増加見込(児童数最大時:令和13年度比較)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
学級数	18	18	18	18	20	21	21	22	23	23	22	20

5. その他(資料)

*第一中学校ブロック(第一中学校、市川小学校、国府台小学校、中国分小学校)の 通学区域について

